

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

外貨建債権・債務の換算方法

Q：当社は玩具メーカーですが、今春から部品を外国から輸入し、商品を外国へ輸出することになりました。取引に伴って外貨建債権・債務が生じると考えられます。外貨建債権・債務の換算方法について教えてください。

A：外貨建債権・債務とは、外国通貨で表示されかつ外国通貨で支払いが行われるべきこととされている金銭債権・債務をいいます。その換算方法は、次の区分に応じて定められています。

①短期外貨建債権・債務…取得時換算法と期末時換算法のいずれか選択できます。

短期外貨建債権・債務とは、支払期限が翌期首から1年以内に到来するものをいいます。なお、税務署長の承認があれば、上記の方法に代えて特別な換算方法を選択することができます。換算方法は、外国通貨の種類異なるごとに選択できますが、同じ種類の外国通貨の債権と債務は同一の方法でなければなりません。初めて短期外貨建債権・債務を取得等した場合には、法人税の申告書の提出期限までに選定する換算方法を書面により所轄税務署長に届出なければなりません。届出がない場合は、期末時換算法が法定換算法となります。

②短期外貨建債権・債務以外の外貨建債権・債務…取得時換算法のみ。

但し、①・②で取得時換算法をとっている場合でも、期中に外国為替相場の著しい変動があったときは、期末時レートで換算することができます。

